

平成 23 年 12 月 5 日

厚生労働省から入手し得た情報に基づく、
現時点における食品安全委員会の見解

現時点において入手し得た情報に基づいて判断する限りにおいては、「5'-グアニル酸二ナトリウム」そのものの成分規格に関するデータはないが、「5'-イノシン酸二ナトリウム」及び5'-グアニル酸二ナトリウムと5'-イノシン酸二ナトリウムの混合物である「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」に関しては、食品添加物公定書の成分規格を満たしているとのことである。

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）第1章第3に規定する「組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」に該当することを示すためには、一部追加のデータが必要となる。

「5'-イノシン酸二ナトリウム」及び「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」に関して、既存の非有効成分の含有量が増えており、その物質に関する詳細なデータを確認する必要があるが、提出されたデータからは、当該非有効成分は既存添加物として認められている物質と考えられる。